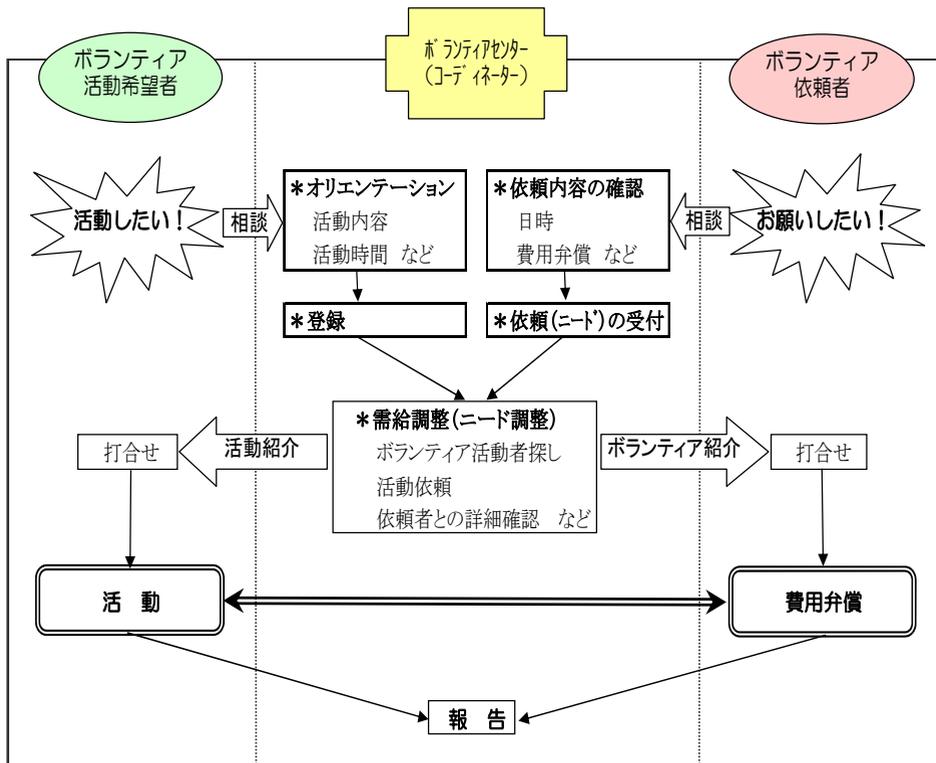


● 登録からボランティア活動までの流れ



費用弁償

ボランティア活動の原則の中に無償性がうたわれています。以前は、交通費等のお金も自らの持ち出し(自己負担)で活動するという考えもありましたが、最近ではボランティア活動においても、活動の報酬ではなく、その活動に伴う材料費や交通費などに相当するお金(実費)が支払われることがあります。このことを費用弁償といいます